

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日米協  
議委員会開催関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43729">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43729</a>

折衝各  
台

極 秘

一、日米協議委員会の機能の拡大に関

する交換公文(案)

1965年1月13日の日米共同声明第11項

にもとづいて、1964年4月25日締結「琉球

諸島に対する経済援助に関する協議委員会

及び技術委員会の設置に関する交換公文」に

定める協議委員会の機能に、次の機能を加

えるものとする。

1. 協議委員会は、沖縄住民の民生の向上を促

かるため、

(1) 琉球政府及び自治体に固有の諸問題並びに

~~琉球~~ 沖縄の行政上、政治上、社会上及び経済上

(2)

の諸問題及びその他の問題に関する

~~(2) 沖縄住民の民生向上のための~~

~~諸問題~~

(3) 沖縄諸問題に関する

沖縄住民の民生向上に関する日米協力体制

~~諸問題~~

についての両国政府の政策の調整をはかるもの

とする。

2. 協議委員会は、前項の事項を協議するに

あたり、技術的な問題であつて、特に必要が

あると認めるときは、それを技術委員会に

検討させることができる。

二 日米協議委員会の機能の拡大について  
の日本側の考え方は次のとおりである。

すなわち、それは今回の日米共同声明(昭和

40年1月13日)第11項後段の「沖縄に対する

経済援助の問題に止らず、引き続き沖縄住

民の民生向上をはかるために両国が協力し得

るほかの問題」とは以下のような問題が包

含されるものとの解釈にもとづくものである。

They agreed in principle to broaden the functions of the  
existing Japan-United States Consultative Committee so as  
to enable the committee to conduct consultations not only on  
economic assistance to the Ryukyu Islands but also on other  
matters on which the two countries can cooperate in continuing  
to promote the well-being of the inhabitants of the islands.

# 1. 行政上の諸問題

(1) 琉球政府の地位 (米民政府と琉球政府との関係の明確化)

(2) 基地行政と一般行政の実態の究明

(3) 琉球政府の強化

(4) 市町村自治能力の充実

(5) 日本本土府県と沖縄との格差是正

A 行政上の格差是正

B 財政上の格差是正

C その他

(6) その他行政上の諸問題

## 2. 政治上の諸問題

(1) 主席公選

(2) 布告、布令と立法院との関係

(3) 民事、刑事の裁判権問題

(4) その他政治上の諸問題

## 3. 社会上の諸問題

(1) 沖縄住民が日本人であることにより生ずる諸問題

A 渡航制限の緩和

B 沖縄地域内における国旗掲揚の自由

C 日本本土籍者の沖縄への転籍の自由

D 海外旅行者が沖縄へ立寄る際の滞在制限の緩和



E 沖縄住民の海外渡航に当り発せられ

る身分証明書における身分の表示の「琉球人」

を「日本人」に改めること

(2) その他社会上の諸問題

A 出版許可制の廃止

B その他

4. 経済上の諸問題

沖縄における経済上の諸問題

5. 以上のほか民生向上のための諸問題

(1) 社会福祉の向上

(2) 医療保険、公務員の年金及び共済制度等

社会保険制度の確立

(3) その他民生向上のための諸問題

6. 沖縄住民の民生向上に関する日米協力体制

の諸問題

(1) 行政アドバイザーの設置

(2) 那覇南方連絡事務所の強化

(3) その他の日米協力体制確立のための諸問題

極 秘

要字 部

発着部 2119 号  
昭和 40 年 1 月 22 日 21 時 00 分迄

電信案 (分類)

0 時 第 159 号 (177)

大臣 菅 起案 昭和 40 年 1 月 22 日

参事官 アメリカ局長

参事官 参事官

主任 北米課長 起案者 F島 電話番号

漢

(協議委員会)

在 米武内 臨時代理 宛 推挙 大臣 務  
公使 宛 総領事

電 報 在 大 公 使 宛  
総領事

件 名 小笠原墓参

2. 73

奉 22 日 伊川 アメリカ局長はエマーソン米代  
理大使の来訪を求め、小笠原墓参の具件  
化に因り、米側との協議を当地におい  
進める事とした旨を申入れたのに対し

享 済

GB-1 外務省 回覧番号

エマソンは、米大使館員中にも本館に  
行つた者餘のあり者か一人も居ないとの  
事情調査の爲、館員を本館現地に派  
遣す方針の海軍当局と連絡の上  
準備を進めようとするが、更に、  
此の米大使館員の出張帰任に引続き  
3月までの暮参実施を目標に、現地調  
査の爲の日本側の余備的米館員訪問  
を実施しは如何かと考へようとする  
事のため、我方は之に同意し、此の  
方針に之を更に具體的打合せを、  
米大使館との間に進めようとする

② 尚ほの際 沖縄問題に關しては米側と  
の間に共同声明中の合意事項具行化  
に關しての協定を出来ぬ早急に向

（右）の旨を申し込らるゝ所也。

三月十四日一大使<sup>付</sup>二月中旬には帰任

（米島の帰任に引續く公館長会議出席を

終り）の予定に<sup>我々命等</sup>なり 又又方準備出来次第

又出来次第早く場況を開始する所也

（右）の旨を申し込らるゝ所也

極秘  
~~表~~

写 部

文書課長

高 裁 案

(分類)

大 臣 <del>政務次官</del> 事務次官 外務審議官 <del>官 房 長</del> 官房総務参事官	主 管	アメリカ局長	起案 昭和 40 年 1 月 27 日
		参 事	決裁 昭和 年 月 日
	主 任	尤米課長	起案者 渡田 電話番号 671

条約局長  
 参事  
 条約課長

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件 名 佐藤・ジョン共同声明にもとづく日米  
 協計委員会の機能拡大について。

この日米共同声明の趣意に基づき、

- 日米協計委員会が 今後は 沖縄に対する  
 経済援助の問題にもとりあがり、  
 沖縄住民の安寧の増進を図るために両国が協  
 力する他の問題についても協計するよう。

GA-1 注意 決裁後直ちに写一通を  
 文書課へ回付すること

外務省

回覧番号

同委員会の機能は、昨年4月の交換公文で定められているところ、以下に記述の事項を加え、これに伴って生ずる必要の修正を行なうための交換公文について、米側と交渉することと致した。

「琉球諸島の住民の安寧の増進を図るため、

(1) 琉球政府及び琉球諸島の市町村に因る諸問題

(2) 琉球諸島及びその住民に因る社会上、及び経済上の諸問題

(3) 二以上の諸問題に因る両国間の協力体制

についての両国政府の政策の調整を図ること。」

2. 上記の協議委員会の機能拡大に関連  
して、日米琉技術委員会及び日本政府  
南方連絡事務所の機能拡大について、上記  
の交渉の成行きと見合いつ、半別と交渉可  
成と致した。



秘

別添2

アメリカ局長  
事務  
北米課長

上村調査官

協  
小

1月27日 フランス書記官との沖縄  
肉仔諸懸案についての会談

( 40. 1. 27 )  
米北

本27日午前 フランス書記官は 当課を来訪し、  
中島北米課長 ( 枝村、渡辺 同席 ) と沖縄肉

仔懸案について、要旨 次のとおり会談した。

1. グエゼリン島等への懸案訪問

フランス側、小笠原諸島懸案が らせし固

執りかゝる数週間は、グエゼリン島等への懸案訪問  
にフランスは海軍当局にあまり強く圧力をかけない

ことが得策であろうというが、ザヘーレン事務官は  
自分の感触いありと述べ、当方も原則としてこ

小に同意した。

2 原爆被災者医療問題

軸乙

当方より、水野医師が外務次官に渡すアプロ-4

かかる外部からの雑音を避けるためにも迅速

にまたこし等をあげ、先方の本件回答を督促した

ところ、フランスは、本件が新種の、微妙な問題

であるので、慎重な検討を要するが、USCAR として

もできるだけ速かに結論を出さべく作業を進め

はがら

てい旨述べた。

3 本土、沖縄内郵便為替に因る覚書の改訂

フランスより 19日に先達した大塚館長に  
民政府の了承を得たので、日本側の了承を得られ

れば、本件は解決おとすべし。

4 日米協賛委員会 の機能拡大

フランスより、協賛委員会の機能の terms of  
reference をどう変更すべきか日本側の考えをう

政府内  
の  
評  
論  
を  
ま  
と  
め  
て  
し  
て

かがいつまでも進めたいのに対し、当方より、より形式的には、何等かの公文の交換が必要と考える

が、現在の交換公文の代わりに全く新しいものを作成した方が、または機能の拡大した部

命に付いてのみ、別念、新交換公文を作成するかに  
ついで、目下検討中であるが、個人的には後者

が、実質的であると見うて進めたい。フランスも個人的にはこれに同意である進めていた。

ついで、当方より、新しい公文の交換のためには、特に正式な会議を行なうよりは、先日の安川・エソ

ニ会議のようないんフォーマルな会議を<sup>（を繰返すことにより）</sup>検討していき  
たいと思ふ。また、この内題に付いては日本側

の基本的立場は数日中に米側に通報おこなう  
つもりと進めた。

極秘  
未

要写 部

発電係 総第 3259 号  
昭和 年 月 日 時 分

電信課長 代 17

電信案

(分類)

60-1-29-21-07

略平

第 195 号 (177)

大臣  
~~政務次官~~  
事務次官  
外務審議官  
~~官房長~~

PL  
PP

主管  
アメリカ局長  
参事  
北米課長  
主任

起案 昭和40年1月29日

起案者 渡辺 電話番号 671

在 米 武内 臨時代理 大 公 使 宛 権名 大臣務  
総領事

電 在 大 公 使 宛  
報 報 総領事

件名  
協議委員会の機能拡大 (宛川・エソン会談通報)

往電第 159 号に因り

本29日午前 宛川アメリカ局長はエソン米代理

大の来訪を求め、協議委員会の機能拡大

についての当方の一案として、別電第196号の

GB-1

外務省

回覧番号 1194

29 077

享  
済

とりのレポートを先方の上、具体的には管理  
請求にあたり、米側に提示したトキング・レポー  
トに含まれる~~事項~~諸問題を協議委  
員会に取上げたいと考へての旨述べた。  
なお、合意の形式に因り先方の意向に對し  
ては、現行の交換公文を修正するか、新たな交  
換公文を追加<sup>（ただし議論は得ていない）</sup>するか考へられ  
たが、先方として~~方針は未確定である~~旨答へた。  
先方は、わが方の提議<sup>は</sup>を~~持ちかえり~~、沖縄の  
米当局と十分連絡をとり、検討の上、ライン  
ワイドの帰化と待て<sup>また</sup>回答したい旨述べた。  
本問題は~~三ヶ月~~<sup>半句</sup>に済むべきが、なるべくレ  
ム~~の~~フルな方法で処理したい旨述べた。  
2. <sup>（なお）</sup>小笠原島参内問題について、先方は駐京大使館が  
レレン参事官を毎月5日ごろから10日ごろまでの

予定で、現地に派遣する旨を述べ、<sup>たが</sup>沖に7月  
7日 外務省に公表したことに合意した。

極 秘  
~~表~~

大臣	(横)	
事務次官	条約局長	アメリカ局長
外務審議官	参事官	参事
官房総務参事官	条約課長	北米課長
		上打調査官
日米協賛委員会の機能拡大に関する 安川局長とエマソン公使との会談		
(40.1.29) 米比渡辺		
本29日午前 安川アメリカ局長は 在米大使館 エマソン臨時代理公使の来訪を兼ね 日米協賛委員 会の機能拡大につき会談したところ 要旨 次のとおり		
1. 当方より 先般の佐藤・エマソン会談において 協賛委員会の機能を拡大するの原則的合意が 成立したところ、これを具体的に実施するための当方 の一案であるとして、別添を付交した		

先方は一読の上、これを既存の交換公文の修正として提案されたのかと質したので、当方は

形式としては既存の交換公文の修正と、別途新交換公文の締結との二方法があり得るか、当方として

確定した考えは持たないと答えた。

当方は、抑も実質的にいかに機能を拡大するかの

相かや合意相手が必要と考へたが、当方としては、佐藤・ジョンソン会談に当たり、米側に提示したトーン

のペーパーに含まれる具体的な諸問題を協談委員会でも取り上げさせることを考へており、総理渡米

前にライシャワー大使も同様の趣旨を総理に示唆していたと述べた。

先方は、日本側トキング・ペーパーはすでに沖縄にも送付してあるが、本日の帰国率を持帰り、



フランス報告と沖縄に派遣の案

沖縄と大東に連絡の上十分検討し、ラインヤウ  
大島の帰化を待つ。回答したいと答えた上、

この内題については、無暗にニセはにされたら  
せず、なるべく simple な方法で処理したと見、

2点と述べた。

2 次に 当初より 小笠原基幹の内題に言及し

たところ、先月、飛行機が都合に、ガハ-リン参  
事は 5日頃出発して 10日頃 帰国せよという  
述べた。

述べた。

なお、ガハ-リン参事の現地派遣は、外部に

公表しないことに合意された。

条約課長



"In order to promote the well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands, to coordinate the policies of the two Governments on:

- (1) problems concerning the Government of the Ryukyu Islands and the municipalities thereof;
- (2) social and economic problems of the Ryukyu Islands and their inhabitants;
- (3) arrangements for cooperation between the two countries concerning the above problems."

秘 種

要写 部

発電係 山中 総第 0 4395 号

昭和 40 年 2 月 10 日 19 時 01 分 発

電信課長 八尾

電 信 案 (分類)

略 平	漢 第 254 号 <del>至急</del>	起案 昭和 40 年 2 月 10 日
大臣 3 次 <del>政務次官</del> 事務次官 3 外務審議官 <del>官房長</del>	主管 アメリカ局長 参事 光米課長	起案者 杉村 443
<del>官房長参事</del>		
在 米 武内 臨時代理 大 公 使 宛 推 名 大臣 務 総 領 事		
電 報 在	大 公 使 宛 総 領 事	
件 名 沖 繩 協 議 委 員 会 の 機 能 拡 大		
往 電 第 195 号 以 南		
10 日 エ マ ー ソ ン 公 使 は 安 川 ア メ リ カ 局 長 と		
東 訪 し 会 談 し た が 今 般 同 公 使 は 現 在 沖 繩		
米 國 政 府 の 訓 令 に 基 づ き 2 月 3 日 付		
GB-1	外 務 省	回 覧 番 号 1287

下 下 下

10 68

写 済

毎日新聞に沖縄問題に関する総理訪米  
の際の日本側トークン・ペーパーの内容が  
掲載されたことは遺憾の意を表するとともに、  
米國政府に対しては、機能指大後の協談委  
員会における討議は極秘とすることが肝要と  
考ふる旨を、並べの、~~別電第~~ ~~号~~  
~~覽書~~ ~~を~~ ~~送~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~し~~ ~~た~~。

アフリカ局長より、協談委員会における討議  
を極秘とする ~~こと~~ <sup>は</sup> ~~必要~~ <sup>と</sup> しては個人的には全く  
同意見であるが、日本政府に対しての正式の見  
解は、明11日 ~~総理訪米~~ <sup>の際</sup> ~~取~~ ~~り~~ ~~上~~ ~~げ~~ ~~ら~~ ~~れ~~ ~~た~~  
~~問題~~ ~~を~~ ~~検~~ ~~討~~ ~~す~~ ~~る~~ ~~た~~ ~~り~~ ~~ラ~~ ~~イ~~ ~~ヤ~~ ~~ワ~~ ~~ー~~ ~~大~~ ~~使~~ ~~が~~ ~~外~~  
務大臣を来訪する際、大臣より ~~お~~ ~~信~~ ~~じ~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~と~~  
としたことと述べた。

なお、エマソンは、特電第196号の ~~お~~ ~~か~~ ~~り~~

方提議の language については、なお検討中  
で、あとと述べていた。

極 秘

~~表~~

大臣 次

事務次官

外務審議官

アメリカ局長

参事

北米課長

安全保障課長

30-済み

2月10日 アメリカ局長

エマソン米公使との会談

昭和40.2.10

アメリカ局

在京米大使館エマソン公使は、2月10日午後3時30分安川アメリカ局長を来訪し会談した。

会談要旨の概略は以下の通り。(米北、松村事務官 およびフランス一等書記官同席)

1. 沖繩問題

1月29日 日本側より提示された協裁委員会機能拡大に関する提案の language

については、なお検討中であり、また回答できないうえ、本日は、本國政府の訓令により

2月3日の毎日新聞に総理訪米に際し  
日本側より提示された沖繩問題に関する

トークン、ペーパーの内容が漏洩したことに  
対する遺憾の意を表明するとともに、

米國政府は、核能協定後の協定委員会  
の討議は極秘とするべきが肝要と考へて

この旨をお伝えする次第である。~~この旨をお伝えする次第である。~~  
協定委員会については、この内容が外部に  
討議

洩れることは counterproductive であること、  
現在安全保障協定委員会で行われて

このと同様、報道ポリシーについて日米間で  
この都度合意するべきが適当であると考へ

る旨を述べ、別途1のトークン、ペーパー  
を呈送した。

二れに對し、安川局長より、協議委員會  
の討議を極秘にするとの英に對しては、個人

的に全く同意であるが、日本政府の公式  
見解は、後刻回答すると答えた。工合使

は、<sup>は</sup> 明11日午後ライシャワー大使~~外務大臣~~  
を来訪し、總理訪米の際取り上げられた問

題 ~~の~~ について review する予定であるが、  
その際、その問題も取り上げるとしなうと

述べた。安川局長より、~~協議委員會~~、協議  
委員會の討議を極秘にするとの英に對する

回答は、その際大臣よりお伝えするとしたと  
述べた。

又、原子力潜水艦<sup>寄</sup> ~~寄~~ 港問題

安川局長より、原子力潜水艦の横須賀  
寄港のタイミングに對しては、国会審議の問



係のほか、春闘の時期を避けるよう配慮する  
ことが適当と考へ、現在、春闘の時期が

<sup>頃</sup>  
いつになるか<sup>頃</sup>について情報<sup>頃</sup>の入手に努めて  
いる旨を説明した。

### 3. 上陸支援用舟艇返還問題

工  
分  
保  
より  
米海軍は、さきに MSA 協定に基づき2回  
にわたり日本側に引渡した<sup>計</sup>26隻の上陸支

援用舟艇 (LSSL および LSL) を極東地  
域において使用するた<sup>り</sup>緊急に必要とするに

至つたので、その返還を希望している。米海軍  
は、11隻まで引取ることを希望<sup>しているが</sup>

これらの舟艇が完全な状態にあることはもとより  
望ましいが、とんぼ相<sup>等</sup>損傷に<sup>い</sup>ても、

修復して使用することを計画していること並び  
に、別途2.9 トーキング・ペーパーを争<sup>執</sup>の上、

二和号舟艇は、必要の場合米側に返還される  
二とを条件に日本側に供与したと了解して

二とを付言した。

安川局長より、本件は防衛省に連絡すべし

と答えたところ、工公便は、具体的に打合わせは、  
進んで防衛省と米軍事顧問団の間で行われ

れるべきものと考えられていた。

CONFIDENTIAL

U.S. Embassy  
Tokyo

February 10, 1965

MEMORANDUM

With reference to Japan-U.S. Consultative Committee on Ryukyuan matters, Minister Emmerson today informed Mr. Yasukawa, Director of the American Affairs Bureau, that the U.S. Government is concerned over the apparent leak of information about the substance of the Japanese Government's "Talking Paper" on Okinawa, which was classified "Secret" and submitted to the Embassy on December 29 in preparation of Prime Minister Sato's visit to Washington. Detailed information concerning this "Talking Paper" was published in the Mainichi on February 3. Minister Emmerson, noting that he was acting under instruction, said it is essential that the discussions in the expanded Consultative Committee be treated as confidential, except for press releases mutually agreed upon by the Japanese and U.S. sides. He emphasized the U.S. Government's view that expansion of the scope of the Consultative Committee's discussions will fail of its purpose and, indeed, be counterproductive in its effects if both sides cannot be confident that the discussions will remain confidential. Minister Emmerson asked Mr. Yasukawa for an expression of the Japanese Government's view concerning this matter.

CONFIDENTIAL

極 秘

別  
送  
2

CONFIDENTIAL

TALKING PAPER

January 4, 1965

You will perhaps recall that the United States Government transferred 2 LSSL/LSIL's (Landing ship support craft) to the Japanese Government on May 7, 1956 and 24 on July 31, 1959 under the Mutual Defense Assistance Agreement. The United States Navy presently has urgent need for some of these ships in the Far East and we have therefore been instructed to request the return to U.S. custody of up to 11 of these craft. The U.S. would naturally desire the return of those LSSL's in serviceable condition but if this is not possible it would undertake the responsibility of repairing the returned craft at USN repair facilities in the Western Pacific Command. It is suggested that arrangements for the return of these vessels be worked out between the MAAG and the Japan Defense Agency. A list of the concerned vessels is attached. Your early consideration of this request would be appreciated.

Attachment:

As stated.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

MSDF

<u>US ISSL HULL NO</u>	<u>DATE OF TRANSFERS</u>	<u>CLASS SYMBOL</u>	<u>HULL NO</u>	<u>LOCATION</u>	<u>AVAIL</u>	<u>CONDITION</u>
9022	5-7-56	YTE	01	KURE		UNKNOWN
9023	UNKNOWN	YTE	02	YOKOSUKA		UNKNOWN
14	7-31-59	YAS	16	SASEBO		B
22	7-31-59	YAS	18	YOKOSUKA		HULL B, ENGINES A OR B
27	7-31-59	YAC	06	MAIZARU	NO	C, USED AS PONTOON
63	7-31-59	YAS	24	SASEBO		HULL A, ENGINES B
72	7-31-59	YAC	04	KURE	NO	C, USED AS PONTOON
75	7-31-59	YAS	14	OFUNATO		B
76	7-31-59	YAC	05	KURE	NO	C, USED AS PONTOON
78	7-31-59	YAC	15	OMINATO		HULL A, ENGINES B
79	7-31-59	YAS	22	MAIZARU		B
80	5-7-56	YAC	09		NO	SCRAPPED 5-64
82	7-31-59	YAS	19	YOKOSUKA		A
87	7-31-59	YAS	35	YOKOSUKA		A
88	7-31-59	YAC	08		NO	SCRAPPED 5-64
94	7-31-59	YAC	10	KURE	NO	C, USED IN FIRE FIGHTING INSTRUCTIONS
96	7-31-59	YTE	04	KURE	NO	HULL A, ENGINES A OR B
101	7-31-59	YTE	03	YOKOSUKA		B
102	7-31-59	YTE	05	MAIZARU		B
106	7-31-59	YAS	20	KURE		HULL A, ENGINES A OR B
110	7-31-59	YAS	17	KII-YURA		HULL A, ENGINES A OR B
111	7-31-59	YAC	02	KURE	NO	C, USED AS PONTOON
114	7-31-59	YAC	07	MAIZARU	NO	C, BEING CANNIBALIZED PRIOR TO SCRAP- ING
115	7-31-59	YAC	03	KURE	NO	C, BEING CANNIBALIZED PRIOR TO SCRAP- ING
120	7-31-59	YAS	21	SASEBO		B
129	7-31-59	YTE	06	KURE		HULL A, ENGINES A OR B

LEGEND:

A-USEABLE, NOT PERFECT

B- REQUIRES REPAIR PRIOR TO OPERATING

C-NOT USEABLE

CONFIDENTIAL



米167/153号

昭和40年2月15日

在米大使殿

外務大臣

安川アメリカ局長とエマーソン米

公使との会談要旨(通報)

2月10日 安川アメリカ局長とエマーソン

米公使との会談中 沖縄関係事

項は往電元254号をもつとりおえが

通報においたが、当日の会談要旨記録

参考までに別添の通り送付する。

付属物添付

アメリカ局長

参事官



北米課長  
総南連第387号

昭和40年2月18日

総理府特別地域連絡局長 殿

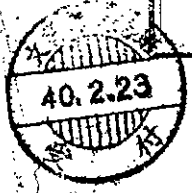
那覇日本政府南方連絡事務所長

日米協議委員会の機能拡充に関する要請  
(民主党)について

政府幹部および民主党議員の政府。与党連絡会議は、16日午後2時から党本部で開かれ、佐藤・ジョンソン会談で確認された「日米協議委員会の機能の拡充」についての要請事項をまとめた。内容は別添のとおりである。

(本信写送付先) 外務省アメリカ局長

要処	達	総
要研究	至	急
課	止	村
枝	村	河
齊	藤	吉
育	馬	山
渡	辺	平
大	崎	吉
中	田	藤
後	藤	



総 理 府



極秘  
~~表~~

大臣  
事務次官  
外務審議官

アメリカ局長

参事官

北米課長

牛場外務審議官とライチャ-大  
使との会談について

(40.2.25)  
北米

本25日午後3時 ライチャ- 在米大使はハワード  
-ス経済担当公使と同道 牛場外務審議官を来訪

会談したところ 要旨次のとおり (当方 中島北米  
課長 同席)

1. 当方 ライチャ-大使より、先般の権名大臣訪  
韓の成果に対して ラスク長官から大臣への

personal congratulations を (仰) 伝えられた。

協正  
委員  
会  
様  
見  
込  
有

井上 克也

これは先般(国務日リセプション)席に述べ  
えしように早くなかったものであると述べ

た。

## 2. 沖縄問題

う大まか、協賛委員会の特能拡大は、  
米側とに検討中であり、近く近きはその結果

に7月日本側と協賛に入れるの7月15日か  
と見う。当初今週末に7月協賛に入れるか

と見うたがこれは困難である。

自分は、来週東北地方に出張し、その

後、バギオで行われる大塚会議に出席する  
ので、二、三週内程東京を離れるが、その

間に大塚館と外務省 ~~担当者~~ の間で内  
題を詰めるものがある。詰める見う。

る = とすは

→ 本来 本件 について、日米間の基本的了解が深まることにより、協評にこれ程

時間を要するものがある。3月末乃至4月始めには拡大された協評委員会が

開かれることを期待している。

新しい委員会について、これは日米間

の戦場でではなく、協力・場とすべきことは日米共通の考えにありと考へるべきと述べる。

3. 日米漁業条約内題 (別紙)

協議委員会の機能拡大に関する  
日米間の折衝経緯

1. 日本側より、1月29日下記の案を米国側に  
提示した。

「琉球諸島の住民の安寧の増進を図るため、

(1) 琉球政府及び琉球諸島の市町村に関する  
諸問題。

(2) 琉球諸島及びその住民に関する社会上及  
び経済上の諸問題。

(3) これらの諸問題に関する両国間の協力体  
制。

についての両国政府の政策の調整を図ること。」

2. 米国側は、その後ライシィワー大使が沖縄現  
地に赴き、ワトソン高等弁務官と協議し、本国  
政府に請訓した。

この間米国側より、拡大された協議委員会に  
おいては、できる限り広範な問題について日米  
間で卒直な討議をすることとしたいが、議題や  
討議の内容については、両者間で合意した場合

を除いて、一切極秘としたいとの意向が非公式に表明された。

3. 3月13日米国大使館より、下記の提案がなされた。

(1) 交換公文には、佐藤、ジョンソン共同声明をそのまま取入れることとする。米側としても機能拡大の範囲をある程度具体的に定義することを考えたが、これはきわめて困難なことであり、共同声明の表現（沖縄住民の安寧の向上を図るために、日米両国が協力しうる他の問題）をそのまま取入れ、具体的な議題は、協議委員会開催の都度両国政府間で協議する方が望ましいと考える。

(2) 上記の交換公文のほか、下記を日米間で確認する。ただし、これは極秘とし、外部には発表しない。

(1) 協議委員会の機能拡大に関する日米間の合意は、米国が沖縄において保有している完全な施政上の責任と決定権限を変更する

ものではない。

- (四) 協議委員会の議題は、事前に十分協議することとし、協議会の討議内容は、両者が合意したものを除き秘密とする。

以上に対しわが方より、交換公文の表現を共同声明どおりとし、討議の範囲をできる限り広くするとの考えには賛成である。日本側としては、協議委員会を施政権返還交渉の場とするとの考えはなく、また協議委員会の権限を拡大することによつて、日本が米国の施政権に法律的にも介入し、沖縄を日米両国の共同管理の下におくというようなことを考えているわけではない。上記(2)(イ)がそのような趣旨を意味するものであるならば、問題はないと思う。しかし、交換公文の表現を抽象的にして、できる限り広範な問題を討議しうることにしながら、上記(2)(イ)によつて、米国の施政権に関係するという理由で、実際の討議内容を制限することを意図しているのであるならば、日本側の意志に反することとなると述べたところ、先方は、上記(2)(イ)は

そのような趣旨ではなく、第1には、協議委員  
会は施政権返還交渉の場ではないこと。第2に  
は、米国の沖縄施政権に関する基本的な立場を  
確認するにすぎないもので、協議委員会の討議  
内容を実質的に制限することを意図しているも  
のではない。しかし、この点は、本国政府の確  
認を求めることとする。重要なことは、なんら  
(この後あるべきは、米軍撤退の旨が明確に示されたこと)  
の事前の協議もなしにある問題が協議委員会に  
出され、それについて日米間の意見が相違して、  
その結果が外部に洩れるというような事態はあ  
くまで避けるべきであるという点に存すると述  
べた。

- 4 3月22日椎名大臣を来訪したライシ・ワー  
大使は、前記と同様、交換公文の表現は、共同  
声明と同様抽象的な表現としたい旨を述べた。

極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

(配布先○印)

大(政)事(外)官(房)  
務(務)次(官)審(長)

総(人)文(營)  
裁(会)電(厚)

国(参)調  
資(資)長

亞(北)東  
長(中)西

米(保)南  
長(北)東

欧(参)英  
長(西)東

近(近)  
ア(ア)長

経(次)統(商)歐(ラ)  
長(参)調(通)ス  
二(正)米(近)  
カ

経(参)技(賠)賠  
協(政)審(業)  
長(経)賠(賠)  
調(調)經(經)

参(協)  
長(規)

国(参)經(科)  
長(政)社(専)

情(参)内(内)  
長(情)外(外)

文(文)文(文)  
長(一)二(二)  
移(参)振(振)  
長(総)旅(旅)

総番号(TA)

7693

米北

65年3月10日20時30分 7:24 発

65年3月11日11時07分 本省着

外務大臣殿

武(外)使(大使)・給領事・領事

ラスク長官との会談(オキナワ)

第661号 暗 至急

往電第647号に関し

オキナワに関しては貴電第626号/。の趣旨により本使よりラスク長官に申し入れたところ長官は本件米政府部内における進ちよく状況につき直ちに調査の上米側回答を促進すべき旨答えたが、後刻国務省担当官より米側対案は/0日在京大使館あて打電した旨連絡越した。

(了)



極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

(配布先○印)

- 大(外)官
- 政務次官
- 事務官
- 審長
- 総務官
- 人文
- 営
- 儀
- 会
- 電
- 厚
- 参調
- 資
- 長
- 参
- 長
- 北
- 東
- 中
- 西
- 米
- 長
- 保
- 南
- 参
- 長
- 西
- 東
- 近
- 近
- ア
- ア
- 参調
- 統
- 商
- 通
- 近
- 二
- 枝
- 賠
- 業
- 密
- 賠
- 調
- 参
- 規
- 科
- 專
- 参
- 政
- 社
- 参
- 道
- 外
- 文
- 文
- 一
- 二
- 参
- 振
- 総
- 旅

総番号(TA)

7848

北

65年03月11日20時20分

発

65年03月12日11時18分

本省着

外務大臣殿

大使・総領事・領事

オキナワ協議委機能拡充に関する米担当官内話

封

第678号 暗

往電第661号末段に関し

日国務省日本課オキナワ担当官GIVENSは10日在京大使館あてに訓令した協議委機能拡充に関する米側案のはいけいにつきオキナワに次の通り語つた趣のとある。あるいは既に御承知すゆかとも思われるが何れ御参考まで。なおその際先方は訓令の具体的な執行ぶり（ロ＝ディングの詳細を指すと思われる）は大使館に一任してあり。未だに同館より外務省に対し手交したとの報告に接していないから米案そのものは未だ見せられないとむたためあるいは当方に若干の了解違いもあるやも知れざるにつき念のため。

1月29日いただいた日本案については国務省内で検討の上米側対案につき国防省・陸軍省と相当長くもん

外務省

## 主管課長へ

電信写

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

ていたが、たまたま昨日タケウチ大使がラスク長官を訪問したと同じころに陸軍がおれたので訓令發出にこぎつけたものである。

国務省としては日本案が(1)(2)(3)と列挙している点はS P E C I F I Cに過ぎ、むしろこれらは別途協議委員での事実上の運営に当って日米そう方で適意合意した方がよいと思われたので日本案よりは一般的な表現(担し言わんとする内容はさ程大きく異なっていないと思う)の米案を考へて陸軍に示したところ、陸軍も根本的にはこれに賛成しつつも協議委員での具体的な討議問題についてはより限定的にするためかP R E C I S Eなワ=ディングを要求して意見が合わなかつたが結局調整の後国務省の考へに略同意したものである。

2、本件についてはもち論日米間になおディスカッションが必要であるが、何れそう方が合意に達して機能拡大が実現した場合、この新たなフオ=ラムのあり方について、見ではあるが、次のように感じている。

(イ) 委員会での討議の内容をなるべく国民に発表すべきことは言をまたないが、真にフランクかつ有効な議論を可能にするためには最少限の機密保持が必要であり、この点プレスへのろろえい等が行なわれないうえ、そう方ともげん重に留意すべきであろう。

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

(ロ) また委員会が政治的意図に基づき発言の場となつたり、日本側のほがいろいろ意見を出し、米側がただ消極的にけまわつたりする様なことは絶体に避けたい。米側も積極的建設的に意見を出し、日本側もフランクな態度でこれを容認するといふことが望ましいと思ふ。

(了)

極秘  
表子

要写 部

発電係 総第 U 8217 号  
昭和 年 月 日 時 分発

電信課長

電信案

(分類) 3-13-15-10

略 平

第 448 号 (121)

大臣  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
官 長

主管  
アメリカ局長  
参事  
主任  
北米課長

起案 昭和 40 年 3 月 13 日

起案者 渡辺 電話番号 671

在 米 武 内 臨時代理 大 公 使 宛 推 名 大臣 發  
總 領 事

電 報 在 大 公 使 宛  
總 領 事

件 名  
協 議 委 員 会 機 能 拡 大

電 報 第 661 号 に 関 し

13 日 在 京 米 大 使 館 グラ ン ス 書記 官 は 北 米 課 長  
を 来 訪 . 協 議 委 員 会 の 機 能 拡 大 の 為 の 交 換  
公 文 米 例 書 簡 事 ( 別 電 報 第 449 号 ) 及 び 他

GB-1

外務省

回覧番号

写 済

3 (1)

の附屬た子物密受書(別電<sup>X</sup>第450号)に

于交送した。

当方8月1日、~~三本~~十分検討の上回答<sup>追、2</sup>を

答えた。

極秘

大臣

事務次官

外務審議官

アメリカ局長

参事官

北米課長

沖縄に因る協談委員会。技能  
拡大に付いて。

(40.3.13)  
米比

本13日午前 在米大使館 グラズー一等書記官  
は中島北米課長と来談。協談委員会。技能拡大

のため。現行交換公文改訂に因り。先に日本側より  
提示した改訂案(別添1)に對する對案とす。

(1) 新交換公文米例書簡案 (別添2)

(2) 附屬案書(非公函とす) (別添3)

と午交談す。電首次のとす。口頭で説明

を訂正す

(1) ニホはワシントンからの指令のちとすく  
ものにより、ラインワーク大係の指示により

持考しん 即ち米海軍政府の対案あり。

(2) 交換公文は公表す。 (尚 拡大

されし取限の範囲の規定は、佐藤通

ソソ共同声明と同文となつていふ)

は各会合前に日米双方が十分調整した上で行ない、  
(各会合での討議内容は原則として外部に公表しない)

交換公文の解説として 委員会設置

及び施設止の責任及び決定取は米側

に存し(委員会設置の取限は及ぶ)旨を規定

し右附属文書は控社とす。

(3) 施政及返還問題を拡大せしむ

〈陽謀陰謀〉の及限に及らざる可く未だ何

れしは同表に示す如し。

(4) 本件に及らざるは出資する大連の

合意に違つて在る希望に在る。

本. 之に對し世末課長より、早急公司

の報告檢査を仰せらるゝべき旨を答へ

るに及らぬ。

四 施政及返還問題自任地新委員

合の及限に及らざるは、我方要請

するに及らぬ。



旨を付せしむ。

D R A F T  
LIMITED OFFICIAL USE

NOTE:

I have the honor to refer to the discussions concerning the Ryukyu Islands between Prime Minister Sato and President Johnson in Washington on January 12, 1965, and to confirm on behalf of my Government the understanding that the functions of the existing Japan-United States Consultative Committee, as set forth in Paragraph 2 of the exchange of Notes of April 25, 1964, are broadened so that the Committee is enabled to conduct consultations not only on economic assistance to the Ryukyu Islands but also on other matters on which Japan and the United States can cooperate in continuing to promote the well-being of the inhabitants of the Islands.

I would appreciate it if you would confirm on behalf of the Government of Japan that the foregoing is also the understanding of your Government, and that the present Note and your Note in reply concurring in the understanding constitute an agreement between our two Governments.

LIMITED OFFICIAL USE

March 13, 1965

D R A F T

CONFIDENTIAL

MEMO:

With respect to its Note No. (blank) of (blank), 1965, the Embassy of the United States of America wishes to inform the Ministry of Foreign Affairs of Japan of the view of the Government of the United States that the full administrative responsibility and decision-making powers of the United States in the Ryukyu Islands are not changed by the Agreement to broaden the functions of the Consultative Committee. The Embassy also informs the Ministry of the United States Government's view that the agenda for each meeting of the Consultative Committee should be drawn up between the Ministry and the Embassy sufficiently in advance to permit adequate preparation by each side. The U. S. Government further believes that the proceedings of the Committee should be treated as confidential, except for press releases mutually agreed upon by the United States and Japanese representatives.

Mar ch 13, 1965

CONFIDENTIAL

極秘  
~~未~~

要写 部

41  
発電係 総第 5520 号  
昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長 (印) 電信案 (分類) 3-16 19-44

略平 第 480 号 (JPF)

大臣 3 派  
~~政務次官~~  
事務次官 3  
外務審議官 3  
~~官房長~~

主管  
アメリカ局長 (印)  
参事官  
主任 北米課長 (印)

起案 昭和 40 年 3 月 16 日  
起案者 渡田 電話番号 671

在 米 武 内 臨時代理 大 公 使 宛 推 名 大臣 發  
総 領 事

電 報 在 大 公 使 宛  
総 領 事

件 名 協 談 委 員 会 材 能 拡 大

往電第 448, 449, 450 号に因り。  
16日 安川 アメリカ局長は 在米大使館 エマソン 公  
使の来訪を求め、協談委員会の材能拡大に因  
り冒頭往電米(別)提案に<sup>大要次(印)</sup>ついで会談した。

GB-1 外務省 回覧番号

宝 74 濟

16

すが安川向長より、日本側として、今回の米  
能拡大により、協計委員会を通じて、米側施政  
権返還と交渉の意志を強く、沖運における米  
側の権限<sup>及び施政上の</sup>責任に介入の意志を強いとの又見  
をすが明らかにしておきたいが、<sup>いし</sup>新委員会は、  
日本政府からの沖運援助のみでなく、米側の  
施政に肉取の問題を考慮し、<sup>決まらぬ</sup>米  
米側の秘密覚書<sup>が</sup>は新協計委員会の実際の  
交渉<sup>の</sup>方針に<sup>向する</sup>その方針を制限を及ぼすことには相合の  
を米側に示し、<sup>米側に示す</sup>米側の秘密覚書の趣旨は  
を述べた。<sup>本秘密覚書の趣旨は</sup>  
これに対し、エマソン公使は、~~米側として~~協計  
委員会に施政権返還と交渉の場を強く、また日  
本側が委員会を通じて米側の沖運における  
*merogative* に介入することは認めないとの又  
見を確認し、<sup>いし</sup>その点に答えた。

二例の例)

取極 考案例。一例として、先般の途理計米の  
際の一キング、ペーパーでわが方が取上げた項  
目のうち、この覚書による除外されるものがあ  
るがと使したのに対し、先方は、米例として、  
上記の二案に照る限り、米例施政に因り  
る問題について広範な協議を行おうことを  
考えているのがあり、具体的で計題は、覚書案  
後版に示したとおり、その都度事前に外交や  
ネルを通じて日米間<sup>（二カ方）</sup>で打合わせ、合意した中のものを  
取上げるとしてしたと答えた。  
最後に先方は、<sup>（以上）</sup>本日申上げたことは<sup>（加念）</sup>國務省に  
確認を求めると述べたので、当方も承知と了解  
した。

極 秘  
秘

アメリカ局長 *[Signature]*  
参事官  
北米課長 *[Signature]*

協談委員会の機能拡大に関  
する日米間の折衝経緯

~~( 40. 3. 23 )  
アメリカ局長~~

I. 日本側より 1月29日 下記の事を米国側に  
提示した。

「琉球諸島の住民の安寧の増進を図るた  
め

(1) 琉球政府及び琉球諸島の市町村に  
関する諸問題

(2) 琉球諸島及びその住民に関する死会

上記の経済上の諸問題

(3) 以上の諸問題に因る両国間の協

力体制

についての両国政府の政策の調整を図ら

せ。

II. 米国側は、その従来ライシャワー大使が沖縄

現地を訪れ、ワトソン高等弁務官と協議し、本  
国政府に講訓した。

この間、米国側より、拡大された協議委員  
会においては、できる限り広汎な内容について

日米間で率直な討議を希望せしむるが、討  
題や討議の内容については、両者間で合意し

た場合を除いて一切極秘とし、その意向  
が非公式に表明された。



Ⅳ 3月13日 米国外務館より下記の稟案が  
付された。

(1) 交換公文には (佐藤、ジョン) 共同声明を  
そのまま、取入れたいとあり、米側) として

性能拡大の範囲を或る程度具体的に  
定義したいと考へたが、これは極めて困

難な点であり、共同声明の表現 (沖縄  
住民の安寧の向上を図るために日米両国

が協力 (その他) の問題) をそのまま、取  
入れ、具体的な課題は 協議会<sup>(副)</sup>の副  
委員

両国政府間で <sup>協</sup> 議~~計~~ ね方が望ましいと  
考へる。

(2) 上記の交換公文の外に下記を日米間で  
確認する。但し、これは極秘とし、外部に

は発表しない。

(イ) 協談委員会の権能拡大に因り日本

国の合意は、米國が沖縄において保有  
している完全な施政上の責任と決定権限

を変更するものではない。

(ロ) 協談委員会の討議は、事前に十分協

談可能なとし、協談会の討議内容は、  
両者が合意したものと除き秘密とする。

以上に対し我が国は、~~要~~要公文の表現を共同  
声明とありとし、討議の範囲をできる限り広くす

るもの考えは賛成である。日本側としては、  
協談委員会と施政権返還交渉の場とするもの

考えは、また、協談委員会の権限を拡大す  
るに因り、日本が米國の施政権に法律的に

を介入し、沖繩を日米両国の共同管理の下  
に置くという様なことを考えているわけではな

い。上記(2)(イ)がそのような趣旨を考  
えているのであるならば、問題はないと思いが

しかし交換公文の表現を抽象的にして、でき  
る限り広汎な問題を討議し得ることとした

から、上記(2)<sup>(イ)</sup>による、米国の施政取  
に関係するという理由で、実際の討議内容を

制限することを意図しているのであるならば、日本  
側の素案に及ぶことであると述べたこと

上記(2)(イ)は、

先ず、そのような趣旨ではなく、第一には、  
協議委員会は施政権返還交渉の場ではな

いこと、第二には、米国の沖繩施政権に關  
する基本的な立場を確認するに過ぎない

ので、協談委員会の討議内容も実質的に制限ありと要因してはならない。し

かし、これは本国政府の確証を求めるとする。重要なことは何等の争前の協談も

なしに或る問題が協談委員会に出され、それについて日米間の意見が相異し、その

結果が外部に洩れるという争態はあくまで避けねばならないと存する

と述べた。

IV. 3月22日 権右大臣を来訪したラインヤク-

大は、前記と同様交換公文の表現は、共同声明と同様抽象的な表現とした

旨を述べた。

北米課長

3/22日  
(権名大臣とワシントン大使との会議)

極秘

部内  
号

沖縄に関する日米協議委員会

封

ワシントン大使より 本件協議委員会の形

関し、目下日米間に話し合いが行われている訣

あるが、米側としてなるべく一般的な形にして

おき (loose definition) 実施段階において

第2に <sup>はつきりさせ</sup> ~~改善~~ していきたいと考えている。これは

コミニケに述べられたことを繰返すこと  
する。

~~なる~~ 現在のところは <sup>最も</sup> 実施し易い形に

しておいて、その後経験による、改善の方法を

<sup>して行く</sup> ~~発見~~ ことが良いであろう。

何れにせよ、機能拡大に於て ~~もたう~~ <sup>される</sup> ~~改善~~

良き効果を生めば「良い」のであって、単に拡大

のみには氣をとられることは 適当でないと考えらる

事務次官  
 外務審議官  
 官房長  
 総務参事官

1. アメリカ局長  
 2. 経済局長  
 3. 北米課長  
 4. 米カ課長

政務次官  
 情報文化局長  
 報道課長  
 国内広報課長

記者会見 (第23号)

情報文化局報道課  
 昭和28年3月28日

スポークスマン 椎名大臣

(ライプラー大使と会談の後)

内題は二つあり、一つは 沖縄 の日米協議委員会。  
 (トフィマ)

これはいろいろ考究は結果、共同声明にうなづいてある位の抽

象的な文句にして、實際上具体的に中味を入れていくと

いう風にした方が ~~いい~~ のではないかという話で、大体その線  
 (かえて円滑にいく)

でまかろうと。そこでひとつは研究にせよということ

になった。

もう一つ、綿製品の米側回答についての説明があった。

別途 経済局長に書いてほしい。

(向) 沖縄の方の抽象的表現というのは 交換公文でやるのか。

(答) 《大森秘書官》 ということかと思う。

(向) 中味を入れていくというのは 協議委員会の場合採

り上げていくということか。

(答) そう。

(向) そういった交渉は いつ頃から始めるのか。

(答) 今日は どの迄はやらなかった。何しろ 時間をとら

れてしまって どうにもならん。もう少し先に行ってみない

と。日韓会談も始まるし。



(問) 中味は トーキング・ペーパー みたいなものにするのか。

(答) さあ、それは 協議委員会が 決めていけばいい  
のではないか。

(問) ヴィエトナムの話は 全然 出なかったか。

(答) 出ない。

(問) 日韓はどうか。

(答) 日韓は 別に 米国と 相談 することもないんじゃないか。

(問) 話題には 出たか。

(答) 話題という程のこともない。 成功を祈ります位の

外交辞令は あたがね。

本野秘書官日記

本野秘書官日記の...

協談委員会の機能拡大について

昭和40.3.19 米北

1. 3月13日 ブラリス書記官より 北米課長に 下記の米側提議を午後

(1) 交換公文案 - 協談委員は 経済援助の可能な 琉球住民の定着増進のため 日米両国が協力

し得る他の問題もを協談委員に託す (文書は 佐藤 演説 共同声明を以て)

(2) 秘密電書案 - 下記の米側見解を通報す

(1) 今回の合意による 琉球における米国の完全

な施政上の責任の決定権限は変更されない

(2) 協談委員の各会合の議題は 十分事前に日米

双方の協談で決定す

(1) 各会合の内容は 双方の合意したものを以外に 発表は

